

高度人材育成支援補助金



～高度・専門人材の育成を支援します～

公募期間：令和4年11月30日（水）まで（随時受付）

補助対象者が労働者に対して実施する人材育成研修に係る経費の一部を補助することで、県内中小企業等における高度・専門人材の育成を支援します。

補助対象事業：高度・専門人材の育成を目的とする研修事業

補助対象者：製造業、食関連産業に該当する企業等（裏面参照）

補助対象経費：社内研修費、社外研修費、講師旅費

補助金額：上限10万円（補助率1/2以内）

補助事業期間：交付決定日から令和5年1月31日まで

高度・専門人材とは？・・・ 例えば

- ① 帳票類の電子化による情報の一元管理・情報共有等に携わる人材
- ② テレワーク実施に向けたIT環境整備に携わる人材
- ③ 働き方改革のための業務フローの分析・見直しに携わる人材
- ④ RPA（PC事務作業の自動化）の導入・運用に携わる人材
- ⑤ 工場設備の稼働率のデータ化や、経営数値の見える化等に携わる人材
- ⑥ 生産管理・在庫管理の効率化に携わる人材
- ⑦ ISO、IATF等各種規格の認証取得・維持更新に携わる人材
- ⑧ 監視カメラによるデータ収集とAI分析、マーケティング等に携わる人材
- ⑨ ネット通販サイトの構築・運営に携わる人材
- ⑩ 非接触レジ、セルフオーダー等の導入・運用に携わる人材



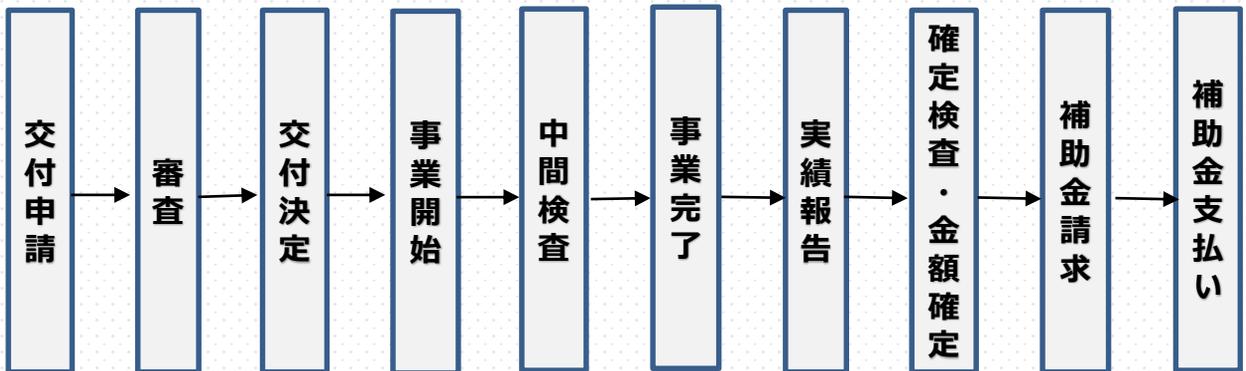
※詳細については、HP掲載の「高度人材育成支援補助金交付要領」等をご覧ください。
※計画している事業内容が対象となるかどうかなど、不明な点は下記までお問い合わせください。

「問い合わせ先」

公益財団法人三重県産業支援センター 事業部 経営支援課
地域活性化雇用創造プロジェクト 担当：西
〒514-0004 津市栄町1丁目891三重県合同ビル5階
TEL 059-253-1260 FAX 059-253-1262
E-mail: chipro@miesc.or.jp
<https://www.miesc.or.jp/support/project/3/>



補助事業の流れ



留意事項

- ・事業の開始日は、交付決定日以降でなければなりません。
交付決定前の実施（発注含む）は補助対象外となります。
- ・事業完了日の最終期限は、令和5年1月31日（火）です。
支払いまで完了してください。

対象業種

（ ）内数字は、日本標準産業分類の中分類コード(2桁)、小分類コード(3桁～4桁)を示す。

【製造業】

(09)食料品製造業、(10)飲料・たばこ・飼料製造業、(11)繊維業、(12)木材・木製品製造業、
(13)家具・装飾品製造業、(14)パルプ・紙・紙加工品製造業、(15)印刷・同関連業、(16)化学工業、
(17)石油製品・石炭製品製造業、(18)プラスチック製造業、(19)ゴム製品製造業、
(20)なめし革・同製品・毛皮製造業、(21)窯業・土石製品製造業、(22)鉄鋼業、(23)非鉄金属製造業、
(24)金属製品製造業、(25)はん用機械器具製造業、(26)生産用機械器具製造業、
(27)業務用機械器具製造業、(28)電子部品・デバイス・電子回路製造業、(29)電気機械器具製造業、
(30)情報通信機械器具製造業、(31)輸送用機械器具製造業、(32)その他の製造業

【食関連産業】

(010)管理、補助的経済活動を行う事業所、(011)耕種農業、(012)畜産農業、(013)農業サービス業、
(03)漁業、(04)水産養殖業、(44)道路貨物運送業、(45)水運業、(46)航空運輸業、(47)倉庫業、
(48)運輸に附帯するサービス業、(52)飲料食品卸売業、(58)飲料食品小売業、
(6113)無店舗小売業(飲食料品)、(76)飲食店、(77)持ち帰り・配達飲食サービス業